

【令和8年度】経営課題解決事業費補助金のご案内

補助金を交付することで、経営課題の解決に積極的に取り組む中小企業者を応援する制度です。

この補助金の交付申請のためには、次のステップを経る必要があります。申請を検討する方は早めに商工会にご相談ください。

1. 川上村商工会に個別相談を申し込む。

【個別相談】

場所：川上村商工会（村内迫1335-3）

費用：無料

申込：商工会あて問い合わせる（TEL 0746-52-0127）

※商工会非会員も本件相談を受ける必要があります。

2. 個別相談で経営課題を解決するための計画（経営課題解決事業計画）を策定する。

【経営課題解決事業計画】

「事業拡大」や「社会情勢への変化への対応」「新規創業」など経営課題を解決するために実施する補助対象事業の計画です。

3. 交付申請（商工会経由）

【必要書類の準備】

- ①. 川上村経営課題解決事業費補助金交付申請書
- ②. 経営課題解決事業計画
- ③. 経営課題解決事業計画確認書
- ④. 誓約書
- ⑤. 補助対象経費の算出根拠となる見積書
- ⑥. 納税証明書又は税金等に滞納がないことの証明書

◆ 補助対象事業

経営課題解決事業計画に位置付けられた事業のうち、次のいずれにも該当するもの。

- (1) 交付申請する日が属する年度の3月末日までに実施するもの。
- (2) 交付申請する日が属する年度の3月末日までに経費の支払いを完了する見込みがあるもの。
- (3) 国、県その他団体の補助金等及び他の市町村の補助金等の交付対象となる見込みがないもの。

◆ 補助対象者

村内に店舗、又は工場等の事業所を設置している者、及び設置しようとする個人及び法人で、川上村商工会の支援を受けて経営課題解決事業計画を策定した者。ただし、次の何れかに該当する者は補助金の交付が受けられません。

- (1) 営む事業が村内の地域経済の活性化に資するものと認められない者
- (2) 川上村商工会の事業計画策定支援や当該事業実施後の伴走支援に対し、協力しない者
- (3) 暴力団、暴力団の統制下にある者又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）。若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制下にある者
- (4) 村税の滞納がある者（申請者が村外の者であるときは、所在市町村に係る滞納がある者）
- (5) 過去5年間にこの補助金又は、川上村産業振興補助金（令和8年3月31日付け廃止）の交付を受けたことがある者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が不相当と認める業種の事業を営むもの。

◆ 補助内容

補助率	対象経費の2分の1以内
補助限度額	100万円

※補助金交付額が100万円に満たない場合においても、利用後5年間は再利用ができません。

◆ 補助対象経費

▶ 川上村商工会が経営課題解決事業計画の実施に際し、必要不可欠と認めたもので、下記の何れかに該当するもの。

No.	対象経費	具体例	留意事項等
(1)	建物等の事業拠点の改修に要する費用	—	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな事業拠点の取得に要する費用は対象外。 ・設計施工は村内業者が望ましいが、内容等に応じて村外業者でも可とする。
(2)	経営課題解決事業の用に供する機械設備、備品、ソフトウェア等（耐用年数5年以上）の購入又は借用に要する費用	—	<ul style="list-style-type: none"> ・単なる取替え更新のための購入は対象外。但し、事業継続に必要不可欠なものは協議の対象とする。 ・借用、サブスクリプションの場合は、補助対象期間中の利用に対する経費で、支払いが完了するもののみが対象。 ・汎用性が高く※、使用目的が事業に特定できないものの購入に要する費用は対象外。 <p>※<u>設備機器</u>：車両、パソコン、タブレット、事務用プリンター、複合機、テレビ、電話、カメラ、電話機 <u>ソフトウェア</u>：家庭及び一般事務用ソフト</p>
(3)	パンフレットの作成、広告の掲載、ホームページの作成等の広告宣伝に要する費用	印刷製本費/デザイン費/自社HP構築・改修費/ECサイト構築・改修費/看板設置・改修費	—
(4)	経営、経理、労務、法務等に関する専門家等への業務委託、相談に要する費用	市場調査・分析委託料/経営・技術のコンサルティング料/士業への相談費用	
(5)	新商品の開発に要する費用	原材料の調達費/外注加工費/技術指導料	
(6)	従業員の教育や育成に要する費用	研修受講料/教育機関派遣/従業員の資格取得費用/社内セミナーなどの際の講師等謝金	
(7)	従業員の採用活動に要する費用	求人情報掲載費/人材紹介サービス利用料/企業説明会参加負担金	
(8)	第三者認証、外部評価等の取得に要する費用	審査登録機関に支払う審査登録経費/コンサルティング料	<ul style="list-style-type: none"> ・認証、評価等の継続に要する費用は対象外

※具体例にないものは、村と商工会の協議により補助対象とするかを村が決定するものとします。

◆ 交付申請手続き

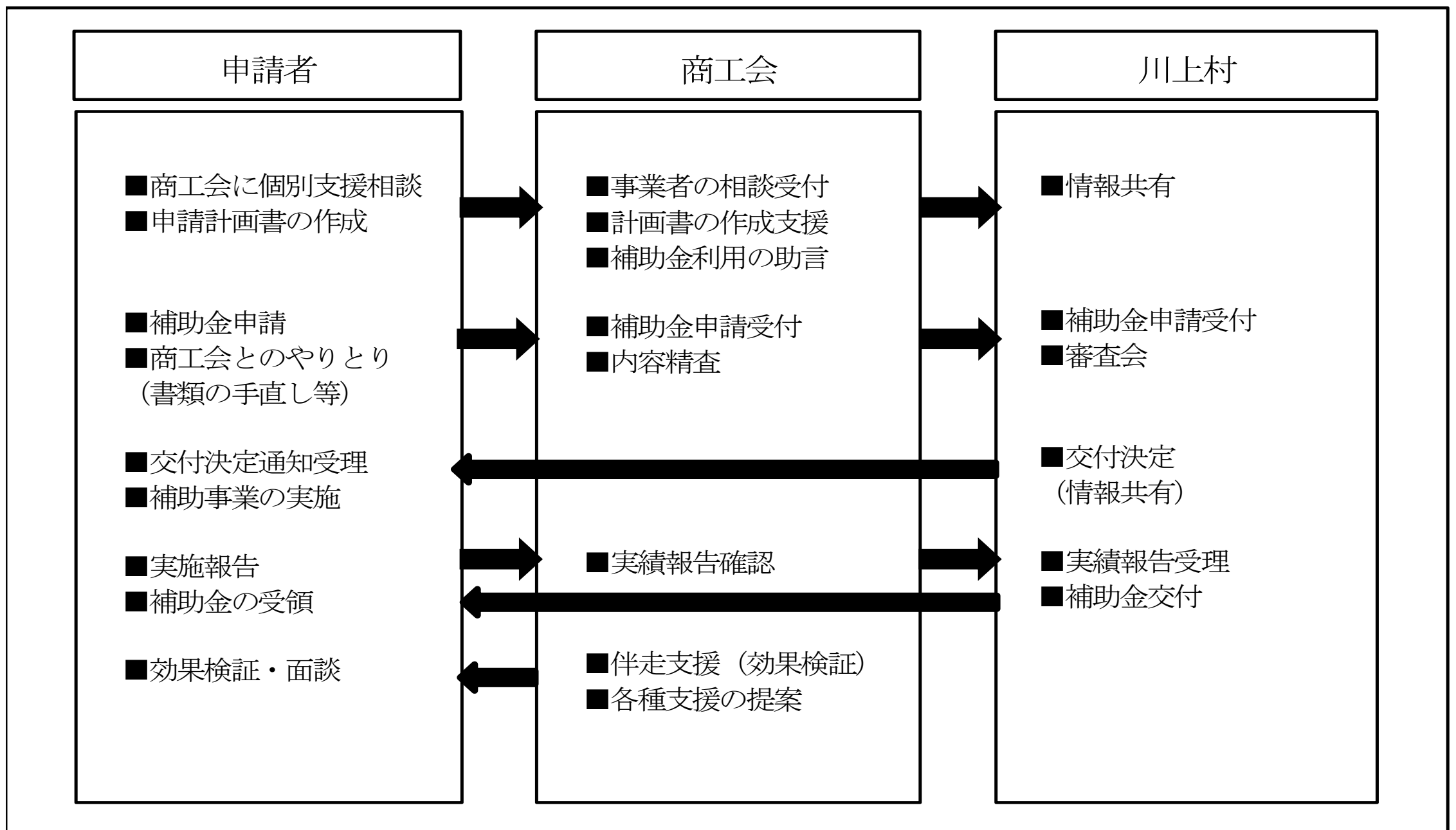
令和8年10月30日（金）までに商工会へ相談のうえ、川上村役場に申請して下さい。

※予算に限りがあります。申請が予定額に達し次第、期限前に申請受付を打ち切る可能性があります。

◆ よくある質問

- Q1. 自力で経営課題解決計画を策定し、補助金の交付を受けることはできますか？
 A1. できません。必ず、商工会に個別相談を行い、計画の策定支援を受けていただきます。
- Q2. 商工会非会員ですが、商工会の個別相談を受けることはできますか？
 A2. 商工会の会員でない方も、商工会の個別相談を受けることはできます。ただし、村では、商工会の豊富な知識と経験に裏付けされた寄り添った支援は、中小企業のみなさまの事業の発展につながるものと考えておりますことから、商工会への加入を強く推奨しているところです。
- Q3. 補助対象経費となる「経営課題解決事業計画の実施に際し必要不可欠と認めたもの」とはどのようなものですか。
 A3. 「その機材がないと計画がなりたたない」「その事業を行うことが計画のキモである」といったものが必要不可欠なものとして、補助対象になります。計画に直接関係のない費用、例えば計画の趣旨が新商品開発であればレジシステムの購入費は対象になりません。また、必要以上にハイスペックな機材、手持ちの機材で代用できることが想定される場合なども対象から外れます。これらについては、個々の費用につき、計画策定の過程で商工会が判断します。
- Q4. 消耗品の購入費は補助対象となりますか。
 A4. なりません。ただし、機械設備等を使用するために必要な消耗品で、当該機械設備等とセットで一体の商品として購入するものは区別することが難しいので、当該機械設備等の一部とみなし補助対象とします。
- Q5. 機械設備等の故障や経年劣化による買い替えは補助対象となりますか。
 A5. なりません。但し、事業継続のために必要不可欠な機械設備等については、課題解決の一部として考えることが可能である場合、村と商工会で協議の上、対象経費とするかを、村が決定するものとします。

◆ 申請フロー図



申込・お問い合わせ先

川上村役場 (くらし定住課)	TEL 0746-52-0111
川上村商工会	TEL 0746-52-0127